

審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市人権施策審議会
2 開催日時	平成28年12月12日（月曜日） 午前10時00分から午後12時25分まで
3 開催場所	本庁舎8階 大会議室A
4 出席した者の氏名	（津市人権施策審議会委員） 岡本祐次、浅生幸子、青木弘志、伊藤好幸、上嶋勝哉、金子誠子、川井正美、川口節子、佐藤ゆかり、新開美雪、高鶴かほる、武田誠一、武田宜久、谷口美子、辻岡利宏、堀川清、向井一友（事務局） 人権課長 大川祐喜 人権課調整・人権啓発担当主幹 木下 修 人権課主査 長谷川隆一
5 内容	1 平成27年度津市人権施策推進事業の評価について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権啓発担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局	<p>おはようございます。大変待たせいたしました。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から平成28年度第1回津市人権施策審議会を開催いたします。本日は、師走で大変ご多用の中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行役を務めさせていただきます。人権課の木下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、大川人権課長がご挨拶を申し上げます。</p>
人権課長	<p>皆様、おはようございます。人権課長の大川でございます。</p> <p>皆様方には、年末の大変ご多用のところ本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本来ですと、この場で人権担当理事の南がご挨拶申し上げるところでございますが、急遽、他の業務のため、出席することができませんので、私が代わってご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、平成27年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書についてご審議をいただきますが、まず、大変悲しいご報告をしなければなりません。</p> <p>長年、当審議会の委員として、また、評価検討委員としてご活躍いただいております韓久様が11月24日にお亡くなりになりました。春頃から体調を崩しておられていましたが、8月下旬までは評価検討委員会にも出席いただき、次期審議会の委員としてもご活躍いただくことでご了解も得ていた矢先のこと、大変驚いたところでございます。葬儀には、本市から生花を捧げ弔電を送らせていただき参列させていただきました。ご冥福をお祈りしたいと思います。</p> <p>さて、本日、ご審議をいただきます平成27年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書の作成にあたりまして、委員の皆様からは、多岐にわたり、ご提言などをいただきました。誠にありがとうございました。</p> <p>併せまして、岡本会長をはじめ、評価検討委員の皆様には、お忙しい中、幾度もご協議をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。</p>

<p>事務局</p>	<p>このあと、事項書に基づきまして、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、任期の途中ですが、新しく委員としてお世話になっている方々を紹介いたします。</p> <p>津地方法務局人権擁護課長の武田宜久様です。</p> <p>人権擁護委員の新開美雪様です。</p> <p>また、課長がお話いたしましたように、韓久様が先月お亡くなりになりましたが、「人権が尊重される津市をつくる条例」第8条において、審議会は、委員20人以内で組織するとしておりますことから、新たな委員を委嘱しないことで進めさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、当審議会の事務局であります人権担当職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>《職員紹介（省略）》</p> <p>それでは、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>まず、本日の事項書、座席表、平成28年度評価検討委員班編成表、平成27年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書（案）、そして、先日配布させていただきました平成27年度津市人権施策推進事業進捗状況評価表でございます。本日お持ちでない場合は、余分がありますのでお配りさせていただきます。皆様、お持ちでしょうか。</p> <p>申し訳ございません。資料でございますが、評価書案でございますが、一部ミスがございます、最終ページの名簿が変わっておりますので確認をお願いしたいのと、評価書の別刷りをお配りしてございますが、3つの施策について差替えがございますので、差替えのほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上ですが、ご不明な点はございますか。</p> <p>では、本日の委員の皆様の出欠状況でございます。委員19名中17名のご出席をいただいておりますことから、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことを報告させていただきます。</p> <p>なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議とさせていただきます。また、会議結果につきましては、市のホームページにおきまして公開されますので、併せてご了承ください。</p> <p>それでは、事項書に従いまして、岡本会長からご挨拶をいただきたいと思っております。その後、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条に基づき、岡本会長に議事進行をお願いしたいと思います。</p>
<p>岡本会長</p>	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>先ほど、課長から韓委員のことについてお知らせをいただきました。本当に残念なことであります。長い間頑張っていただきまして、いろいろな面で新しい方向に持っていく大きな役割を演じていただいたと思います。心からご冥福をお祈りしたいと思います。</p> <p>ちょうどその頃に、私も倒れておりまして、肺炎で入院をしておりました。病院には縁もなくこれまで過ごしてきていましたが、入院を3週間ほどしますと、腹筋が弱りまして、声が出にくくなることに気づきました。腹の底から声を出さなければいけないということで、今日もご迷惑をおかけするかもしれませんが、一つよろしくお願いいたします。</p> <p>先ほどもありましたように、この会は有効に成立したということでもあります。従いまして、これから皆さんの協力を得て、今日与えられた任務を果たしたいと思っております。今日は傍聴者はいなんですね。公開になっておりますので、傍聴者が居</p>

<p>人権課長</p>	<p>られればそこに座っていただくことになっていました。それでは、座らせていただいで進めていきます。</p> <p>お手元に、配付されております平成27年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案があると思いますが、本日は、最終的な評価・提言をするということで、皆さんに活発な議論をしていただき、まとめていきたいと思ひます。</p> <p>まず、最初に、本日までの平成27年度、年度は遅れてきていますので、何となく扱にくいと思ひますけれども、今年に27年度の評価ということで進めてきています。平成27年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案となっておりますが、今日はその案が取れますように審議をいただくということになります。作成までの経過を事務局に報告をお願いしますが、評価検討委員さんには暑い夏に検討をしていただきまして案が出来たということになります。</p> <p>それでは、経過を事務局に報告をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしく頼みます。</p> <p>それでは、平成27年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案の作成までの経過につきまして、ご説明申し上げます。着座での説明をお許しいただきたいと思ひます。</p> <p>まず、この平成28年度の4月に人権課におきまして、平成27年度に本市で実施しました人権に関する事業の進捗につきまして関係部局に調査を実施し、その結果を6月に委員の皆様へ送付させていただきました。</p> <p>その後、委員の皆様からいただきました事業内容についてのご質問及びご提言に基づきまして関係部局からの回答を取りまとめました。そして、取りまとめたものを3班の評価検討委員の皆様へ7月から9月にかけて班ごとに3回から5回、合計12回、評価検討委員会を開催し検討いただきました。評価検討委員会による個々の事業の評価につきましては、A3判の表になりますが、平成27年度津市人権施策推進事業進捗状況評価表として、先日、皆様へ送付させていただいたところです。</p> <p>この事業進捗状況評価表を基に、評価検討委員の皆様にはそれぞれの施策別の評価・提言をまとめていただき、先週、皆様へ送付させていただきました。</p> <p>評価・検討、また、評価書案の作成にあたりましては、評価検討委員でありました川本委員が人権擁護委員の任期から当審議会の任期途中で退任されることがわかっていましたことから、昨年度の会議で浅生副会長に代行していただくことでご承認いただいております。しかしながら、現在は、お元気になるられ、本日も出席いただいておりますが、浅生副会長が体調を崩されたことから、岡本会長に代わって評価・検討をいただきました。また、先ほど申し上げましたとおり、韓委員と谷口委員で8月下旬まで評価・検討をいただきましたが、評価書への取りまとめは、韓委員がご欠席の中、岡本会長に加わっていただき人権課でまとめさせていただいた次第です。</p> <p>このような経過を経て、各班が施策分類ごとの評価ランク、取組の評価と今後の取組を取りまとめ、評価書案を作成させていただきました。その後、岡本会長、浅生副会長にもご覧いただいたものが、ご手元の平成27年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案でございます。</p> <p>本日の審議会におきましては、この評価書案を皆様にご審議いただき、津市人権施策審議会による平成27年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書としたいと思ひます。なお、この評価書案の1ページから2ページの「平成27年度の人権に関する施策の取組状況について」につきましては、本市の各課が実施しました施策でございますので人権課でまとめて記述いたしました。</p> <p>本日は、3ページの「2. 総合的な評価・提言」から最後まで部分についてご審議いただきたいと思ひますが、1ページから2ページの「平成27年度の人</p>
-------------	---

<p>岡本会長</p>	<p>権に関する施策の取組状況について」につきましても、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。経過報告は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>お聞きおよびのとおり、これまで案をつくるのに、いろいろご協力をいただいた委員の皆さん、本当にご苦労様でした。</p> <p>これから審議に移りますが、進行につきましては、1項目大体10分を予定しています。最初に評価書案を朗読いただいて、それからご意見を伺おうというようなこととなります。ただ、十分に議論をしていきますと1項目に落ちてしまうこととなりますので、我々の進行にお任せいただくということでご協力をいただければ有り難いと思っております。</p> <p>先ほど説明がありましたとおり、最初のほうは飛ばしておいて、個別の項目から入っていくこととなります。3ページから5ページは、「総合的な評価・提言」となっています。それ以降が、施策別の評価・提言となっています。その施策別の評価・提言を中心に進めていって、それから、例年そうしているんですが、最後にまた元に戻って総合的な評価・提言についてご意見をいただくということで進めてまいります。</p> <p>それでは、個別の項目に入っていきたいと思っております。6ページ、人権啓発の推進がございまして、そこから始めることとなります。これにつきまして、先ほど言いましたように事務局に朗読をいただきまして、そして、評価検討委員さんから補足するところがあればコメントをいただくということにいたします。それから、私がピンチヒッターで行ったところがございまして、これは皆さんに相談もなしに少し事情があって代わらなければいけないことになりまして、そこに加わらせていただいたということで、追認になりますが、一つお認めください。</p> <p>では、6ページ、人権啓発の推進、評価ランクはCでございます。担当いただいたのは、谷口委員と韓委員ですが、先ほど話がありましたように、韓委員は残念なことでありましたが、谷口委員を中心に進めていただきました。事務局の朗読に続いて、谷口委員にコメントをいただくことになろうかと思っております。</p> <p>それでは、事務局に朗読をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>人権啓発の推進、評価ランクC。</p> <p>取組の評価。地域人権啓発事業においては、今年度も、地域に根付いた取組が、継続して行われたことが報告されており、関係者の意識の高さと熱意、努力を感じる。住民と協働したイベントの開催や、地域の特性を生かした啓発活動を展開している取組は、大いに評価に値する。児童虐待防止に関する啓発、企業啓発事業、人権週間啓発事業、人権講座等の開催、広報紙での人権啓発、男女共同参画事業では慣例化された事業となっているものもあるが、今後も、よりニーズにあった内容の工夫を加えた活動の継続を望む。職員人権研修については、目的が、職員が主体的に研修に臨み、個々の人権感覚を醸成することなので、より内容の工夫等を課題として今後の取組について期待したい。各事業の課題・問題点を明確にすることは、今後の事業の進展につながることである。しっかりと対策が取られている事業については大いに評価に値する。課題・問題点を挙げている事業については、次年度は克服に向けて努力を期待する。捉えられていない事業は、基本方針に立ち返り、目的に向けて事業を推進していただきたい。</p> <p>今後の取組についての提言。人権啓発は、人権侵害を未然に防ぐために、必要不可欠なものである。よって、人権問題を幅広く捉え、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。人権問題は、個別の対応や対策が必要なものもあるが、一人ひとりが身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないし、また、そのための啓発事業でなければならない。人権に対する意識</p>

	<p>は、学びや、体験を通して変化するので、地域に根差した取組や講演会、研修等は継続して行うことに意義がある。啓発への参画や、研修内容の充実なども考えられる。社会への発信と個人の意識改革を同時に進めていく必要がある。近年、地域との関係を持たない人や、外国籍の人も多いので、そのような人に向けての情報発信を、工夫しなければならない。情報化社会に合わせた、新たな視点・工夫を加えた啓発の推進が必要である。以上です。</p>
岡本会長	<p>朗読をいただきましたが、ここを担当いただきました谷口委員、何か補足することがございましたらお願いします。</p>
谷口委員	<p>韓委員と評価をさせていただいたのですが、韓委員と評価の基準として、本来やるべきことやっていることは、評価ランクCとしていきたいということで私たちは評価させていただきました。いろいろと事業の中には報告だけでは見えない部分も韓委員に捉えていただいていたところも併せて、この中で評価をさせていただいております。内容については、特に補足するところはございません。</p>
岡本会長	<p>最後に私が出席してこれを聞かせていただいたということになります。韓委員の意向も含めて、よくまとめていただいたと思っております。評価ランクはCということで、これは韓さんの意向も入っているということでございます。 もしここで、ご質問、それからご意見等があれば、お出しをいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。</p>
岡本会長	<p>堀川委員、どうぞ。</p>
堀川委員	<p>別に意見があるわけではないのですが、人権啓発の推進という課題は、現代の社会においてますます難しくなっている気がします。今の世界の情勢を見ても、極端なISに代表されるような戦いがありますけれども、世の中が、例えば、内乱状態になったとき、どちらが正しいとか正しくないとかいうことが一概に言いにくい社会になる。この中で、地方自治体としての津市が、今後考えなくてはいけないことは、とすれば、その時の国の政治情勢や国際的な影響によって知らぬままに流されていく可能性があります。いろんな立場の人がいて、そのいろんな立場の人の意見を聞くということが、たとえ賛成でなくても、そういう場があるということが人権啓発の基本じゃないかという気がします。児童虐待はいけないとか言うのは簡単です。そうではなくて、こんな事例もある、こんな子どものいる、こんなことを頑張っている人もいるということ、意見を添えずに、出ていけるような場を行政として堅持していただきたいという気がします。ここで何もここに書かれたことにクレームがあるわけではありません。結構だと思います。 今後、我々が啓発を考えると何か高い視線にあって、こうあるべきだということだけでやるのではなくて、時代に流されないようにしながら時世を含めて根本的などころをつかんでいかなければいけないと思えます。</p>
岡本会長	<p>おっしゃるとおりで、むしろボトムアップというか、いろいろな意見を述べる場所があって、意見を出し合って、それを施策に結びつけるという方法だと思います。 伊藤委員、どうぞ。</p>
伊藤委員	<p>資料の全文を読ませていただくのは大変なことで、飛ばしながら読ませていただいたのですが、人権にかかわる研修会とか講座をたくさんやってみえ、参加人</p>

	<p>数も結構な数の方がご参加いただいているというのを拝見させていただきました。そういう目で見れば、私はBランクでもよかったのではないかと思いますのですが、文言についての修正についてはございません。一点だけ申し上げますと、ただ、人権研修会の参加の数は多いのですが、どうも参加される層、たとえば、自治会長さんとか民生委員さんであるとかという方々に偏っている気がしました。開催の日時とか、時間の配慮とか曜日の配慮をしていただいて、もっと一般の方も参加できるような仕組みを作っていただけるとよかったのではないかと思います。</p>
岡本会長	<p>そのとおりだと思います。最初は、研修会等は動員してやっておりましたが、それが一般の人の参加でうまくまとまっていければ堀川委員の先ほどのご意見と合ってくるということで、お二人とも同じような形で今後の方法、方向性を示していただいたと思います。一つ事務局のほうで把握しておいていただきたいと思っています。</p>
岡本会長	<p>青木委員、どうぞ。</p>
青木委員	<p>私は堀川委員の言われたことに大賛成です。今の時代が人権に関わる状況が非常に厳しくなっている。そのような状況に流されることなく、きちんと人権啓発に取り組んでいくことは大事なことでと思っています。そのうえで、私自身がこの文案を読ませていただくと、大賛成なのですが、一つだけちょっと今後検討していただいたらどうかと思うところがあります。啓発を受ける側、市民の側から言うと何のために啓発をするのか、しているのか、あるいは参加しなければいけないのかという疑問は常にあると思います。なぜ、そんな疑問が出てくるのかというと、市民には市内における人権侵害というか、どのような事例があるのか、このあたりが必ずしも十分伝えられていないという状況があるのではないかと思います。今後の人権啓発の課題としては、具体的な人権侵害の事実というものを乗り越えなければいけない事例として、これから啓発をしていく上で、きちんと伝えていくことが大事ではないかと思いました。</p>
岡本会長	<p>足りないところを補足していただいたと思います。堀川委員ももう少し時間があれば言っていたのではないかと思います。青木委員に補っていただきました。そのとおりだと思いますので、このような方法をとって今後啓発をしていただくと有り難いと私も思っております。ほかにもご意見があるかと思えますけれども、それでは、この項目、人権啓発の推進は、評価ランクはCといたします。それでよろしいでしょうかとお諮りして次に進めたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、次に進めさせていただきますが、実は先ほど差替えがありましたが、それをご覧いただきたいと思っています。最初のものが7ページに匹敵するもので、人権教育の推進。それから7、8、9ページまでが差し替えられることとなります。</p> <p>人権教育の推進につきましては、川井委員と川口委員に担当していただいています。評価ランクはBということでございます。これを頭に置いてこれから議論をしていただくと有り難いと思います。</p> <p>まずは、担当いただいた川井委員と川口委員、何かコメントをいただくことがあったらどうぞ。</p>
川口委員	<p>差替えをしましたのは私が書いたものですが、人権課と何度もメールでやり取</p>

	<p>りをしていたので、多分紛れてしまって見過ごされたのかなと思いますが、最終的なものではなくて、その前のものが皆様に届けられたものでございます。</p> <p>なぜ差し替えたかと申しますと、まとめと今後の課題についての提言というのは私たちの役割の中では大変大事だということを言われておりまして、私も全くそのとおりでなと思ったものですから、是非その部分を膨らませて次年度の事業に生かしていただきたいということでその部分を増やしました。ですから、細かな取組の評価のところでは削ったところもありますが、あとでお配りいたしましたものに替えさせていただきたいと思います。</p> <p>この件に関しましては、昨年度も韓委員にBという評価ランクはどうしてというご意見をいただきまして、私が担当させていただいた三つの部分もいろいろ検討しますと、毎年全く同じ報告をコピーベースして報告していただいている事業も結構ございます。その中で、この教育の分野は、たとえば、私から提言とか意見を出させていただくと、それを基に次年度、工夫して事業をしていただいている点が多いものですから、これは是非、Bということで昨年度もそのようにさせていただきましてけれども、今年もそうさせていただきました。人権教育というのはとても大事な部分で、これは等しく学齢期から高校、社会人になってもずっと勉強していくべきことなので、これに関して、しっかりと取り組んでいただいていることはとても有り難いことだと考えてBとさせていただきました。いろんなご意見もおありでしょうから伺わせていただきたいと思います。</p>
岡本会長	<p>おっしゃるとおり、反応がきちんと返ってきたということで、特に今後の取組についての提言のところは随分補足していただいて、先のものとは比べると、内容は詳しくなっています。このあたりが川口委員の思いだろうと思います。</p> <p>まとめは、このようにまとめておくと、最後に戻っていただいて、総合的な評価と提言のところに入ってくることになりまして、これも一つの形を作らせていただいていると私は思っています。</p> <p>今、コメントがありましたが、もっとさらに説明をしていただくといいのですが、ここで、ご質問とか、あるいは、ご意見等があればお伺いをしたいと思います。挙手をしてマイクが届きましたらお話しください。</p> <p>堀川委員、どうぞ。</p>
堀川委員	<p>つい最近、非常に感銘を受けた話があって、福島の高校生と首都圏の高校生、高校生の甲状腺、放射能に関わる甲状腺の検査の話が出ました。あれは素晴らしい教育ですよ。現実に日本の中に今ある問題を正面からやるということで、何も一緒の場になくても、たとえば、大震災のような映像が実際にたくさん残っているわけですから、それを基にして人権という問題で考えていく。あるいは、青木委員が言われるように人権というものを正面に言うのではなくて、これは大変なことだなということから結果として人権の問題につながっていく。非常にいい例だと思います。</p>
岡本会長	<p>ほかにいかがでございますか。今、堀川委員がおっしゃったのは、むしろ逆に高校生の話が出ましたけれども、下のほうへいくと引っかかってくるころがありますので、皆さんご承知のとおりでございます。あえて言いませんが、これは人権無視にあたりますので、非常に困ったことだと思います。</p> <p>いかがでございますか、ほかに。</p> <p>私のほうから一つだけ伺いたいのですが、よく使うのは、何々の視点に立ってというのがあります。生涯学習の視点に立ってと書いてもらってあるのですけれども、これを具体的にご説明いただけますか。</p>

川口委員	<p>つい学習というと学校と思いがちなのですが、実は私は学校も含めて卒業してからも、社会人になってからも学習の場は必要ではないかと思います。そういう意味で生涯学習ということで、出来るだけ社会人になっても人権に心を配り、目を配り、たとえば、学習の場があれば、そこに参加していただいて、社会で子育てとかいろんな役割を担っていただいていると思うんですが、そういうところで生かしていただきたいということでそのように書かせていただきました。</p>
岡本会長	<p>ありがとうございます。理解出来ました。教育のほうでは、生涯学習という言葉を使うのは、場所とかいろんなところを中心にして、生涯学習課というのは出来ていてやっているの、そういう視点に立ってというのがなかなか出てこない。そこで、一度確かめておきたいと思ひまして、ありがとうございました。</p> <p>いかがですか。ほかにありませんでしょうか。</p> <p>青木委員、どうぞ。</p>
青木委員	<p>非常に丁寧にまとめていただいて、本当にありがとうございます。</p> <p>この取組の評価のところでも添えられているのですが、いわゆる教職員の世代交代の問題は非常に学校現場では厳しい状況が生まれています。そういう流れの中で、教育現場の中で一番大きな問題としてあるのは、いじめをいかに克服するかということです。そのことが、たとえば、人権学習の推進事業、あるいは、人権教育推進にかかわる事業というような中で触れられていないのはどうなのかという気がするわけです。具体的に言うならば、いじめの問題はただ単に生徒指導上の問題という捉え方ではなくして、学級集団の中にある子どもたちの中ある人権意識の問題ときちっと結び合わせながら仲間づくりを進めていく。そういうことが人権をなしていく一番基本的な考え方だと思うんですが、そのあたりが触れられてあつたらよかったのにと感じさせていただきました。</p>
岡本会長	<p>川口委員、どうぞ。</p>
川口委員	<p>大変にいいご意見をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>施策を評価するときは、報告があつたものに対しての評価ですので、それを中心に取組の評価というものをさせていただきました。ただ、今後の取組についての提言の中で、先ほどおっしゃつた意見については、是非取り上げられたらと思ひながら今回はこういう形でさせていただきたいと思ひます。とてもいい意見をいただきまして私も勉強になりました。ありがとうございます。</p>
岡本会長	<p>教育委員会のほうも事務事業に合わせて行っています。非常に評価表がわかりやすく出来ていますので、どのような事業を持ってきても対応できる気配を感じますので、今後はよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、いろいろとご意見をいただきましたし、こういうものは事務局のほうで整理をしておいていただいて、次回に生かしていきたいと思ひます。</p>
堀川委員	<p>一つだけ、字が気になりますので。まとめの上2行目に「参者」となっていますが、「参加者」ではないですか。</p>
岡本会長	<p>参加者ですね。ありがとうございました。</p> <p>先ほど申しましたが、評価ランクはBということでございます。これでよろしいかどうかお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>それでは、付けていただいたとおり、Bという評価をしておいて次に進めさせ</p>



川口委員	<p>ていただきます。</p> <p>次に、相談・支援体制の充実ですが、これも担当いただいたのは、川井委員と川口委員です。もし、補足説明がありましたらコメントください。</p> <p>相談・支援体制の充実の項目につきましては、これからますます必要になってくるだろうという思いで評価をさせていただきました。</p> <p>先ほどからお話が出ていますように人権問題は時代が進むごとに複雑化し、全体的により地域により、立場により、考え方も多様化してくると思います。</p> <p>先ほど堀川委員のご意見にもありましたように、一つに偏った意見ではなくて、各個人がそれぞれの立場も含めながら相手の意見をしっかり聞き、そして、いい悪いではなくて、お互いにそういう考え方もあるんだという考え方を基に話し合うと随分いいんじゃないかと。相談・支援体制のほうもそういう視点でしていただきたいと思いながら、これを書かせていただきました。</p> <p>各事業につきましては、さまざまな事業が行われておりますので、報告されたものを評価し、評価というところに書かせていただき、今後の取組についての提言のほうは、もう少し長かったものを短くしたものですから、こんなになってしまいましたけれども、あとご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。</p>
岡本会長	<p>今、説明をいただきましたし、そこに非常に詳しく書いていただいた取組の評価等についてご意見等ございましたらどうぞ。</p> <p>では、先に佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>元の版と訂正版の違いの中で、婦人保護事業ですが、元の版は、「一時保護等し、相談者の安全確保を行っている」というようになっていますが、訂正版のほうは、「相談者の安全確保を行っている」というのが削除されて、換わって、「生活保護を受けたいがための虚言もある中で、援護課と連携し相談者の反省を促すなど適切に対応しており」としており、これを取り立ててここに書く必要があるのかと思います。</p> <p>婦人保護事業以外でも、そういう虚言とか申告とかあると思いますが、それはほんの少しのことで、本当に深刻なDV被害に遭っている女性、男性がいる中で、こうしたことを書くと、まず本当なのかと疑いの目で見ることから行政が入ってしまっただけではないと思うので、生活保護で餓死した事件がありましたね。DVではないですが、ああいうことになってしまうので、ここで取り立てて、そうした事例を書く必要があるのかどうかということを私は疑問に思い、元々の案のほうにしていだけないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
岡本会長	<p>川口委員、どうぞ。</p>
川口委員	<p>とてもいいご意見ありがとうございます。これを書きましたときに新聞でこういう報道がなされていて、子どもの養育費とか、その他のさまざまなものがほしいがために亡くなった子どもがまだ生きているかのようになっていたりといった記事が出ていたものですから書いてしまったのですが、今の佐藤委員のご意見はごもっともですので、皆様のご理解が得られれば、元に戻したいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
岡本会長	<p>ご意見をもらっておいて、堀川委員からは賛成というご意見が出ていますが、ほかにもいろいろとお考えはあるかと思いますが、担当者和我々も加わりますが、事務局と相談して、ご意見として受け入れておいて、その部分を修正す</p>

	<p>るなりしていきたいと思います。それをお認めください。よろしいですか。佐藤委員のご意見はいただいております。</p>
川口委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
岡本会長	<p>これはきちんと処理はさせていただきます。 ほかにごさいませんか。はい、伊藤委員。</p>
伊藤委員	<p>ご意見とさせていただきます。電話の相談窓口が設けられておるわけですが、お聞きしましたところ、津市の住民ではなくして市外からの相談が結構あるとお聞きしました。相談された方が、なぜお近くの窓口相談しなかったのですかと問いましたところ知られたくないというようなことをおっしゃっているとお聞きしました。どうも鈴鹿の方だったようですが、逆に津市から他の市町に相談されている事例もあるかもしれませんので、各市町の窓口とうまく連携を取っていただいて、外に漏れないから相談してよといった啓発をしていただけたらいいかと思います。</p>
岡本会長	<p>相談の場合、気を遣って市のほうもやっておられると思うのですが、今のような心配は拭い去ることはできないと思います。これについては、内容に気をつけて、見られたくない、知られたくないという形で相談が滞ってしまう。そこは考えて進めていただくとありがたい。これは事務局のほうから事業の担当課へきちんとお願いをしていただきたいと思います。辻岡委員のところもそういったご経験があると思いますね。相談は来るんだけど、電話で相談をしていて実際は出てこないということもありますので、十分気をつけていただきたいと思います。よい意見をありがとうございました。お受けしておきたいと思います。 それでは、金子委員、どうぞ。</p>
金子委員	<p>障がい者の人権になるかとは思いますが、相談体制のところでは障がい者差別解消法が出来て、合理的配慮ということで、合理的配慮を受けなかった場合の相談窓口をもっとPRしていただきたいと思います。障がい福祉課には、窓口はありますが、合理的配慮を受けなかったということを当事者なり関係者から申し出ることによって人権問題にかかわってくると思うので、その関係がどこにも出ていないので記載していただけたらいいかと思います。</p>
岡本会長	<p>これもご意見としていただいております。処理をさせていただきます。ここで評価していただいたのは、ランクはCでございますが、Cランクということではよろしいでしょうか。 ご異議がないようですので、そのようにしたいと思います。 ありがとうございました。 次に、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進ですが、川口委員、補足説明がありましたらどうぞ。</p>
川口委員	<p>ユニバーサルデザインのまちづくりというのは、これからさらに高齢化社会を迎えますし、障がい者などいろんな方が外に出ていくべきであり、ますます大事なことだと思います。ただ、事業につきましても、それぞれ一生懸命に取り組んでいただいておりますが、ユニバーサルデザインのまちにしておけば、思いがけないところでみんなが助かったというものがたくさんあると思います。 たとえば、災害があったときに避難所になった所が公民館であったり、学校であったりするわけですが、そういうところで、ユニバーサルデザインが取り入れ</p>

岡本会長	<p>られていれば、足腰が御不自由な方も小さい子どもも安心してそこに避難することが出来ると思いますので、そういう視点が少し欠けているのではと感じましたので提言の中で少し入れさせていただきました。</p> <p>あとは、おそらくこういう事業をしていることを市民の方はほとんどご存じないと思うので、このあたりも市民の方のユニバーサルデザインのまちづくりについての意見を聞く場所とか、PRですね、是非津市は安全で安心して暮らせることができるユニバーサルデザインのまちですよと胸を張って言えるような事業を進めていただきたいとの思いでこれを書かせていただきました。</p> <p>お気づきになっていただけるとはと思いますが、朗読をしてコメントをいただく形で進めていくのですが、見てもらったらわかりますように非常に細かく書いていただいていますので、朗読に時間がかかるということで、川口委員にはむしろ説明をしていただいているという形になっております。また、元に戻しますが、そういうことをご理解ください。</p> <p>ユニバーサルデザインのまちづくり。津のまちをどのようにしたいかという方向についてご理解をいただいていると思うのですが、ご意見等があればお出しいただきたいと思います。いかかですか。</p> <p>高鶴委員どうぞ。</p>
高鶴委員	<p>以前にも発言をさせていただきましたけれども、33年に国体がありまして、その後に全国の障がい者のスポーツ大会があります。津市でもどの競技になるかは正式決定はなされていませんが、選手の方々がまちにくり出すこととなります。そうなりますと、今後のところで多目的トイレというのはたくさんありますが、身障の方が使える便器のトイレというのが、ユニバーサルデザインが前面に出ますので、普通の洋式トイレしかないんです。そうなってくると、市役所の中も私たちの仲間の斎藤さんが1カ所しかないのが問題だと言ってみえますし、今後のまちづくりについてはユニバーサルデザインでみんながいいよという考え方もありますけれども、ピンポイントで配慮しなければいけないというのもあるわけです。そういうところはユニバーサルデザインのところで出てくるのか、相談のところで出てくるのか、子どもの人権のところで出てくるのか、障がい者の人権のところで出てくるのか探しているんですけども、発達の相談窓口として「つうぽっぽ」が作られたのですが、どこに載っているんでしょうね。障がいのところにも載っていませんし、障がいがあるからというのではなく、子育てが大変だということでやっていただいています。それを障がいのところに分類すると障がいではないと思っている人が相談に行きにくいですし、出来れば相談のところと子どもの人権に載せていただきたかったのが、全体を見ていくとあれが抜けているなどと思うところが結構ありますので、その部分も入れていただきたいと思います。</p>
岡本会長	<p>直接これには出てきませんが、もし川口委員、これについてお考えがあればどうぞ。</p>
川口委員	<p>市のほうから取組についての事業報告があります。私どもはそれについての評価をしますので、もし出てこなかった場合は気づかないということだと思います。事務局がきちんとひかえてくださって担当課のほうにご連絡いただけるものだと思いますので、また、来年度、何らかの形で挙がってくればと思います。</p>
岡本会長	<p>川口委員のところでは事業報告があったものについて評価・検討をしていただいております。今のご意見については、事務局に聞いておいていただいて、どこへ話をもっていけばいいのか、どうしたら解決できるか、また、ほかの事務事業</p>

	<p>の中にぴったりのところがあれば、それを次回から含めるようなことも可能だろうと思います。ご意見を何とか生かせるような方向へ持って行っていただければと、私からお願いしておきたいと思います。</p> <p>ユニバーサルデザインは、これからのまちづくりに欠くことのできないものですが、これについてはCランクを付けていただきました。これでもよろしいでしょうか。</p> <p>かなり事務事業について分析をしておりますので、それを参考にしてもらいますとご理解いただけるとと思います。それでも限られたこととなります。よろしいですか。</p> <p>ご異議がないようですので、これは評価ランクCといたします。</p>
高鶴委員	<p>すみません。5つ目の道路環境整備事業のところ、「電動車椅子を使う人を多く見かる」と書いてあるのですが、「見かける」だと思います。</p>
堀川委員	<p>同じく言葉のことで、真ん中あたり、「適合率の低いものがあり改善委は」とありますが「改善には」ですね。それから、その下、「ホームページ全体で多言語したり」となっていますが「多言語化したり」でしょう。</p>
岡本会長	<p>そこは、ご発言のとおり訂正することになります。</p>
川口委員	<p>事務局にそのあたりはしっかり調製していただきます。</p>
岡本会長	<p>それでは、評価ランクはCということにいたしたいと思います。</p> <p>次ですが、10ページを見ていただきまして、市民活動の組織などとの連携の推進です。評価ランクはCとなっています。</p> <p>これは、谷口委員と韓委員で検討いただきました。</p> <p>事務局、朗読をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>市民活動の組織などとの連携の推進。評価ランクC。</p> <p>取組の評価。市民活動の組織などとの連携の分野として、各種事業が実施されており、その主な内容は、各種団体への活動支援である。各種の研修会、講座、イベント、人権啓発活動への取組・支援等が実施され、すべての事業において人権を伴った内容となっている。ほとんどの事業評価は、ある程度進んだ、評価点3であった。とりわけ、以下の2つの事業については、地域社会における効果的な取組として行われおり、進んだ、評価点4として評価したものであり、このように連携・協力して活動できる仕組みづくりが広がっていくことを期待したい。</p> <p>人権ネットワーク事業。かわげ『夢・希望・きずな』フェスティバル（人権を大切に考える会）の開催に当たって、津市人権・同和教育研究協議会河芸支部、津北商工会、社会福祉協議会等と連携した取組を行っており、評価できるものである。白山市民会館人権フェスティバル事業。白山市民会館、白山地域における各教育集会所及び小・中学校、人権ネットワーク等が連携した取組を行い人権啓発イベントとして定着している。事業内容の更なる広がりを進めてもらいたい。</p> <p>今後の取組についての提言。地域によって直面している課題はさまざまであり、その地域の特性に応じた効果的な対策が求められている。そこで、地域に根差した市民活動組織の果たす役割は極めて大きく、多種多様なサービスを供給することによって、より豊かな市民生活が実現されることが期待されている。地域活動の担い手などが固定化・高齢化しているのであれば、より地域活動に参加しやすい雰囲気と仕組みをつくり、将来の担い手となる人材の掘り起こしと、活躍できるような場をつくっていくことが強く求められている。また、誰もが自由に参加</p>

	<p>でき、地域で解決すべき課題について共有し、話し合うことができる場所の提供や、多くの世代が集う居場所としての機能など、市民活動を側面的に支援していくことも必要とされている。こうした市民活動を市民の理解のもとに推進していかなければならない。したがって、行政・学校・企業・住民・団体等が互いに連携を図り、地域社会における課題の解決に向け、効果的な取り組みを続けていただきたい。以上です。</p>
岡本会長	<p>それでは、谷口委員、加えていただくことはございませんか。</p>
谷口委員	<p>特にございません。まとめていただいたとおりです。</p>
岡本会長	<p>それでは、質問、ご意見等があれば伺いたいと思います。 青木委員、どうぞ。</p>
青木委員	<p>人権ネットワーク事業にかかわってですけれども、ここで一つ問題になってくるのは、旧津市以外、旧郡部です。すべての旧郡部におきましては、人権ネットワーク事業というものが主体的に取り組まれています。ところが、残念なことに旧津市内においては、いろいろな要因がありますが、十分ネットワーク事業が行われておりません。どうしても広いから、郡部のほうは旧町村レベルでやっていますので出来るのですが、旧津市においてはそれがなかなか出来ない。人権課も非常にづらいところだと思いますが、旧津市内においていくつかの中学校区ぐらいのレベルでネットワーク事業が出来ないのかどうか。このあたりについてご検討いただきたいというのが一つです。</p> <p>二つ目は、旧郡部のほうで行えている人権ネットワークの研修会ですが、ほとんど地域の方々が主体となって取り組んでいただいております。行政職員の方も結構主体的に参加しているのですが、問題になってくるのは、本庁でお勤めの市の職員の方々がそれぞれの地域の中で参加していただいているというのはまだまだ少し弱いと感じています。ですから、ある意味では今後の課題として、旧津市において人権ネットワーク事業が出来ないかどうかということ、それともう一つは本庁職員が自分の居住区といったところで行われる人権ネットワークの事業に参加出来るように一つ頑張ってくださいとありがたいと感じました。</p>
岡本会長	<p>今後の課題、そしてご意見、非常に厳しいところがありますが、旧の津市での取組が足りないということですので、そのあたりを注意してこれからそういった意見をぶつけて行って、今のご意見に答えられるようにしていただきたいと思います。</p> <p>人権ネットワークは河芸とか下のほうにもありますが、そういうところでは、やられているということは結構なことでは手薄になっているところはこれから盛り上げてもらうと。そのように事務局も働きかけてもらいたいと思います。</p> <p>ほかにいかがですか。</p> <p>それでは、これにつきましては、評価ランクはCということでございます。Cでよろしかったでしょうか。いかがですか。お認めいただけますか。</p> <p>ご異議がないようですので、お付けいただいたとおりCと評価いたしたいと思います。</p> <p>ご審議いただいたところは、事務局に処理していただくことにいたします。</p> <p>次は、同和問題でございます。11ページでございます。評価はCランクということでございます。</p> <p>堀川委員にここはまとめていただきました。それから私はピンチヒッターとして参加させていただきました。</p>

堀川委員	<p>堀川委員、何かコメントを付けていただきことがあったらどうぞ。</p> <p>実は、つい最近、同和問題に関する法律が出来たのですね。罰則はないようですけれども、政府がもう一度この問題は放置できないと、政府というか、国会が認めたということですが、私自身も迷ってしまっていて、提言のところに書いてありますけれども、従来は「寝た子を起こすな」的な感情を持っていたのですが、それではいけないと。今では少し下火になっているかもしれませんが、ヘイトスピーチもありますが、今、諸外国の中でイスラムに対する差別であるとか、いろんな意味で、かえって融合よりも差を目立たせるとというのが、アメリカトランプ次期大統領の発言なんかを聞いていると少し世界が変わってくるような感じがして、よっぽど我々が注意しなければならないと思っています。もう一年掛けたらもう少し前向きな意見を書かないといけないと反省しています。</p>
岡本会長	<p>これについて、ご質問あるいはご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>青木委員、どうぞ。</p>
青木委員	<p>堀川委員が言われている「寝た子を起こすな」という、このあたりについては、私も人権教育に取り組んでくる中で、ずっと克服しなければならない課題でもあったわけで、そのあたりのご理解が進んでいることをうれしく思います。</p> <p>そういう中で、これも今後の取組についての提言という形になるかもしれませんが、人権課といろいろと話をさせていただくと、ここ2、3年は、同和問題に関する事象というものの報告がないということをお聞かせいただいています。そのことが結構なことだと思いはするのですが、ところが、私どもが各支部と交流会を持ちますと、いわゆる差別事件なんです。けれども、差別事象的な事例というものをよく聞かされるわけです。そのことが、支部の人には伝わるのだけれども、必ずしも人権相談あるいは隣保館や教育集会所といった公の所には、なかなか同和問題にかかわる相談が寄せられていないという状況が一方であるわけです。事件化はさせないけれども差別事象はまだまだある、存在しているというこのあたりについて、これからどうしていったらいいのかをこれからの取組として考えていく必要がある。特に隣保館、教育集会所あたりが積極的に相談を扱うような努力が今後必要なんだろうなと思っています。</p>
岡本会長	<p>ここも朗読をして進めるほうがよかったですのですが、省いてしまったのですが、堀川委員、今のご意見をお聞きになって、今後の取組に入れる必要あるのかについては後ほどご意見としていただいております、ご相談をして、今おっしゃったように来年になったらもう少し進むだろうということで処理できるのかどうか。これは事務局と話し合いをしていただいております、きちんと処理をさせていただくことにしたいと思います。</p> <p>この同和問題、評価ランクはCでございますが、これでよかったですか。ご異議ございませんか。</p> <p>それでは、評価ランクCといたします。</p> <p>次に進めたいと思いますが、今度は12ページをご覧いただきたいと思います。子どもの人権であります。これも谷口委員と韓委員に担当いただいて、まとめていただきました。事務局、朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>子どもの人権。評価ランクC。</p> <p>取組の評価、今年度も継続している事業が多く、前年度を踏襲して行われていると感じられるものがありました。昨年度より改善、工夫や努力がみえる事業</p>

	<p>もあったが、全体的に計画の基である、子どもが主体的に取り組む活動及び子どもの権利意識を醸成し、擁護するための活動という目的に対して、事業を行うことが目的になっていると感じられるものが多かった。事業の課題・問題点も本来の目的から捉えられなければならない。子育て支援事業においては、子育て支援ボランティアの確保も課題となっているが、何より保護者や子どもに直接に関わる支援者の資質がとても大切であるので、連携を図りながら人材育成とさらなる充実を図っていただきたい。相談事業においても、育児相談では育児の問題から家庭の問題、家庭児童相談では相談の内容が緊急性の高いものや多様なものになってきている。子ども達自身の悩みも多様化してきている中、相談員、スクールカウンセラー、スマイルハートサポーター及び母子保健推進員の資質向上が課題となっているので、研修を充実させていただきたい。また、地域で子どもたちを見守る事業は、今後も継続してすすめていただきたい。昨年度と同様だが、事業を継続することが目的とならないように、課題・問題点を明確にしていくことで新たな事業展開がなされると思われる。甚大な労力を注ぐ事業が積み上げになることを願望する。</p> <p>今後の取組についての提言。子どもの人口は減り続けているにもかかわらず、2015年度の全国の児童虐待の件数が10万件を超え、いじめも9万件と報告されており、児童虐待やいじめ等の人権侵害が増えている。また、全国的に見れば保育園の待機児童などの問題もあり、一部の子どもたちの置かれている環境は非常に厳しいものがあると言わざるを得ない。2016年5月の児童福祉法の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、福祉の保障等の内容が明確化されている。津市においてもこの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。子どもには、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利、子どもの権利条約に基づく4つの柱があり、社会はそれを保障しなければならない。そのためにはあらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子どもの権利条例が制定されることを切に望む。以上です。</p>
岡本会長	<p>それでは、谷口委員、補足することはございませんか。</p>
谷口委員	<p>これを書いた時点では、まだ鈴鹿の事件が起こる前でしたので、津市の中学生在が亡くなっていることは挙げないで、あえて全国の視点から今の状況を書きました。内容的に、評価に書いたのですが、前年度を踏襲していると感じられるものがかなりあったということは、そこに子どもが置かれている状況に対して現場での課題や問題点を捉えることがあまり意識されていないところが問題と感じましたので、そのことを津市においても、津市が今こうだからというのではなくして、社会全体の状況から子どもたちに対する危機感というものを持ってほしいということで提言に入れさせていただきました。</p>
岡本会長	<p>今も問題になっている重要なところだと思いますけれども、何かご意見等ございましたら、是非ご発言をいただきたいと思います。</p> <p>堀川委員、どうぞ。</p>
堀川委員	<p>児童養護施設をまだやっていますので、その立場から。虐待の取組のところで件数が書いてありますが、これは、あくまで相談を受けた件数であって、通報もあるでしょうが、実際の件数はもっと多いと思います。</p> <p>今、児童に対して非常に問題なのは、基本的に子どもは親の持ち物ではないよという考え方をどうやって、昔みたいに天から与えられたというわけでもないのですが、いずれにしても、自分が自由に出来るものではないという概念をどうやって植え付けていくか。もう一つは、困ったときに自分だけで決めなければいけ</p>

	<p>ないということではなくて、相談する機関はいくらでもあるということをどうやって周知させるか。それは、公的な市役所とか児童相談所に行かなくても、我々と同様の施設でも、民生委員でも、どこでも連絡する方法はあるということはどうやって周知するか。そのあたりが大変かなど。助ける手段はあるんだけど、声を上げてくれない。これをどうやって掘むのかが問題だと思います。</p> <p>一つには、津市を含めて地方行政が、児童虐待にかかわる立場は重要になってきます。今、いろんな子どもの問題に対する対策は、県の児童相談所から分散されて、各市にますます移管されている段階です。将来は、おそらく津市でも児童相談も含めて市に与えられるような時代が来るんだと思います。地域社会として子どもをどうやって受け止めていくのかという考え方が必要だと思います。</p>
岡本会長	<p>ほかにございませんか。高鶴委員、どうぞ。</p>
高鶴委員	<p>障がい児教育はインクルーシブ教育と申しまして、なるべく自分の住んでいるところで、住んでいる地域の学校で教育を受けるというのが大きく進められていますが、津市の場合と申しますか三重県はその前から親が望めば地域の学校で教育を受けられました。でも、親の見栄もあったりして、小さい頃ですと、その子に障がいがあるかどうかかわからなくて、通常学級に行って勉強が出来ないということがあって、みんなから差別されたり、いじめにあたりする子どもがいるわけです。その中で、非行に走っていく障がいのある人達もいまして、そういうところに対して教育委員会のどの部分にも載っていないのというのは、やっぱり問題ではないかと思います。ボーダーラインの人たちというのは、どこへ行くのかというと、高校受験をしても落ちてしまいます。自分は障がいがないと親も子も思っていますから、特別支援学校の高等部へ行くわけでもなく、そうすると無職少年という形で、地域で非行グループを結成してしまうということが現実にあるわけですので、その視点をもう少し持っていたいたものが、今後の取組についてもきちんと取り上げていただきたいと思います。</p>
岡本会長	<p>今のご発言はいただいております、取扱いについては考えさせていただきます。ほかいかがでしょうか。</p> <p>青木委員、どうぞ。</p>
青木委員	<p>津市の子どもの権利条例の制定についてと書いていただいておりますが、このことについて少し教えていただきたいのですが。</p>
谷口委員	<p>昨年度、評価のところで言わせていただきましたが、津市が市民委員会を作りまして市民とともに子どもの権利条例づくりを4年にわたって進めてきましたけれども、津市は現時点では必要ではないという判断が昨年ありました。昨年度は一旦評価自体が出来ないということになりましたけれども、ほかの事業は行われていることから評価ランクはCとさせていただきますが、津市の姿勢として条例づくり、子どもの権利条例がなぜ必要なのかというところで折角積み上げてきたものに対して、現在ある施策で補えるのではないかとこの姿勢が示されました。しかし、そのところはあきらめないで、本来、子どもが生まれて来て、権利を保障されながら育っていくという姿勢を津市として持つまちにしていきたいという思いを、ここに提言として挙げさせていただきました。</p>
岡本会長	<p>ここに、子どもの権利条例が制定されることを切に望むと書かれていますが、再度、強調しておいていただいたということになります。</p> <p>ほか、何かございますか。</p>



	<p>非常に重要なことですが、進めていくのが難しいところでもあるということです。</p> <p>昨年度は、ランク付けが難しいということでしたが、今回はCを付けていただいておりますが、これでよろしかったでしょうか。</p> <p>ご異議がないようでしたら、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、次にまいります。次は13ページ、女性の人権です。</p> <p>これにつきましては、私がピンチヒッターで堀川さんと原案を作らせていただきましたので、女性の人権については、進行役をいったん浅生副会長にお渡ししますが、これをお認めいただけますか。</p> <p>よろしいですか。それではそのようにさせていただきます。</p>
浅生副会長	<p>失礼いたします。私の一身上の都合で、会長、堀川委員、それから事務局の皆様には御迷惑をおかけいたしました。やっと回復をいたしました。何も力になれず、代わりに司会だけを務めさせていただきます。</p> <p>それでは、女性の人権について、担当いただきましたのは、堀川委員と岡本会長です。</p> <p>事務局、朗読をお願いできますでしょうか。</p>
事務局	<p>女性の人権。評価ランクC。</p> <p>取組の評価。不妊治療等の保険医療助成については、条例等の規定に基づき、医療機関等との連携を得て、適正に給付が行われている。今後とも幅広く手厚い助成をお願いしたい。教育の場における男女共同参画意識の高揚については、市内教職員を対象に、ジェンダーバイアスに関する研修を行い、ロールプレイも取り入れて、教職員の意識改革に動機づけをしたことは、教育の正道指針の一つとして、評価に値する。子育て推進事業については、女性の就労形態の多様化により、ますます社会的要請が強まると予測される。保育園の一時預かり等は、型の如何を問わず、保育所・士の余裕度と待機児童数との対比問題が付きまとう。民間との協力体制づくりと公のこども園づくりに期待したい。女性に対する、あらゆる暴力等の防止については、諸関連部局・機関との連携のもと、実施され、一定の成果を見ているが、同相談実績がゼロであったことから、果たして利用者の側に立って相談できる環境にあったのかどうかも含めて検証されたい。母子寡婦福祉事業では、ハローワークと連携・協力して、就労支援を行う等、生活の安定と自立の促進に努められ一定の成果を見ている。実感された力量不足等の補完をお願いしたい。庁内管理職や審議会等、政策・方針決定の場への女性登用状況を正しく把握し、数値目標などの努力は評価できる。津市附属機関の設置及び運営に関する指針の周知・徹底を図りつつ、男女共同参画社会形成に向けて更なる努力をお願いしたい。ワーク・ライフ・バランスについては、家庭生活の充実と経済社会の活性化につながる指針となり得る。社会情勢の大変革のもと、仕事と家庭等との調和の方途を定める努力をお願いしたい。男女共同参画社会に向けた啓発の手段として、情報紙「つばさ」とワークショップの場としての「フォーラム」は、それぞれ実績を重ねている。女性の人権に関する施策は、総じて着実に推進ないし促進の途にあり、担当者各位の努力を労いたい。</p> <p>今後の取組についての提言。ワーク・ライフ・バランスについては、単に仕事と家庭生活との調和たる段階の問題ではなく、さらに進めて、仕事と地域生活との調和をも組み合わせて捉えていく必要がある。この場合、就業の内容は、変わりうる。事業所勤務から、自ら起業家たり得る道等が加わる。育児・介護・防滅災等々の担い手たるを逆手にとり、WLBを図りつつ、女性の人権の履行を図るのは正道であるとする。折しも男女共同参画基本計画の更新期でもあることから、「つばさ」と「フォーラム」にも、過渡期として内容見直しの切迫感を感じ</p>

	る。以上です。
浅生副会長	会長、堀川委員さんのほうから補足説明をお願いします。
岡本会長	堀川委員と議論を進めさせていただきましたが、堀川委員からは私の哲学が入っていて難しいとのことでありました。しかし、それをわかりやすく書き換えることはいたしませんでした。というのは、議論をする中で、おっしゃっていたように私の哲学が入っていますので、たとえば、上のほうに正道とありますが、正道という言葉は聞いたことがないといったご意見でした。これは、引っ掛けて下に、今後の取組のところで、正道があれば邪道があるんだということで、ひねっておいたのですが、ここでは下のほうで正道としております。これは言うまでもなく、道徳的に捉え、あらゆる面で正しい方向づけということで、難しい表現は除いて、事務局のほうで修正していただきました。ほかの評価検討委員さんの文章に合わせた記述に修正してもらっていると思います。ただ、たくさん項目がありまして、これをまとめていくというのは非常に困難でありました。私は、津市の人権施策基本計画に則って、指針、いわゆる基本方針があって、どういう施策がとられるようになったのかに注目をして原案を作ったということです。そこを理解していただきたいと思います。
堀川委員	先に言われてしまいましたでしたが、上の正道指針、下の正道。言葉というのは、読んだ人がわかる言葉じゃないと言葉じゃないと思います。もう一つの考え方は、正というものが世の中にあるのか。世の中に絶対的「正」があるというのは、ある意味では、神を考えるようなことであって、いささか時代錯誤ではないかと。女性の人権というのはそれぞれの立場の人が時代によって変わってくるものだと。それを常に捉えながらやっていくのであって、こうあるべきという正道があって邪道があるという社会ではないと私は思っています。
岡本会長	ここは教育委員会からの回答が返ってきたと思います。正しい道というのがありましたので、それを詰めて短くしたということです。正か邪かとひねっておいたのは事実ですが、女性をそのような神聖なところで、そういうものがあるかないかとは思っておりません。細かく書いていくと大変なのでポイントを記述したところが削除されたこともありまして少し不満なところもありますが、昨年度の評価書も見ながら原案を作らせていただいたということをご理解をいただきたいと思います。
浅生副会長	会長の意図されているところは、皆様、十分ご理解をいただいていると思いますが、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
佐藤委員	私も正道という言葉に違和感がありましたが、それは置いておいて、3点お願いします。1点目は字の間違いで、取組評価の下から2番目の「情報誌つばさ」の「誌」は「紙」です。4ページのほうにも同じ間違いがありますので、訂正をお願いします。 2点目ですが、上から4番目の女性に対するあらゆる暴力の防止についての中で、「同相談実績がゼロ」とありますが、これは多分、個別の職員のセクハラ相談か何かだと記憶しておりますが、先ほど、私が川口委員のときに指摘させていただきましたDV相談でもしっかり相談に対応をさせていただいておりますし、1ページの職員が書かれた取組状況のところにも関係機関と連携を図るなど適切な対応に努めたと記述していただいておりますので、この表現、同相談実績がゼロというと全体がゼロという印象を受けますので、修正していただけたらと思いま

<p>浅生副会長</p>	<p>す。3点目ですが、6番目の政策・方針決定の女性登用状況ですが、正しく把握し、数値目標を掲げるのは当たり前のことで、それに対して、数値目標に向かってどう努力したかというところを評価しないといけないと思いますので、ここを修正していただけたらと思います。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。一つは文字の訂正です。2番目の相談実績がゼロの表現の訂正、それから、女性登用状況の数値目標、そのあたりは、岡本会長を中心に事務局と調整をしてということでしょうか。</p> <p>佐藤委員もご納得いただいたようですのでそのようにお願いいたします。ほかにございませんでしょうか。</p> <p>それでは、この評価ランクはCとなっていますがいかがでしょうか。ご異議がないようですので、女性の人権の評価ランクはCといたします。目まぐるしいですが、ここで、議事進行役を交代させていただきます。</p>
<p>岡本会長</p>	<p>次に、14ページ、障がい者の人権です。評価ランクはCとなっています。これは、堀川委員が担当いただきました。事務局、朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>障がい者の人権。評価ランクC。</p> <p>取組の評価。福祉医療等助成、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業など直接支援事業は着実に実施されている。総合的な学習等における障がい者の理解の促進事業は、努力は認めるがその進展はうかがえない。特別支援教育研修事業は、進展はうかがえるものの、現場のニーズをどのように吸い上げ、事業の成果を検証しているかが不明確である。障がい児保育事業については、観念的な状況報告と課題分析で、今後の向上につながる期待が少ない。障がい者に関する啓発活動推進事業、障がい者団体活動補助金助成事業は実施されているが特に進展したとはうかがえない。視覚障がい者自立歩行生活訓練事業は大切だが、本質的に費用補助事業であり向上したとは思えない。手話通訳及び要約筆記者派遣事業も同様大切であるが、問題点の分析がなされず一般論的な課題認識にとどまっている。声の広報、点字広報発行事業及び点字シール貼付事業には、対象者の拡大の努力が見られる。スポーツ・レクリエーション事業はシティマラソン大会のみに取り組んでいるが、恒常的に参加できるスポーツ教室を設けるなどスポーツクラブを育てる積極的な取組など前向きの姿勢が欲しい。訪問指導事業は地域と連携して行われている。地域防災情報システム整備事業では前向きな取組が行われている。避難行動要支援者避難計画作成研修会は、個人情報保護の観点から課題を抱えている。</p> <p>今後の取組についての提言。多岐な障がい者の存在と多様な補助・支援の事業の中で人権の視点から評価するのは容易ではなく、また各年度の成果を比較するのも困難であるが、障がい者の人権施策としての方向性がはっきりしない。障がい者とその意欲と能力に応じて健常者と共に社会を構成できるように、心的・身体的なハンディを可能な限り支援するなど、本質を踏まえた更なる施策の進展を望む。そのためには必ず当事者や関係者の意見を聞き、常に施策の効果を一步一步確かめる丁寧な姿勢が望まれる。以上です。</p>
<p>岡本会長</p>	<p>それでは堀川委員、何か補足することはございませんか。</p>
<p>堀川委員</p>	<p>私から補足することはございません。</p>
<p>岡本会長</p>	<p>それでは、ご質問、ご意見があればどうぞ。</p>

青木委員	<p>青木委員、どうぞ。</p> <p>非常に厳しい評価がなされているように感じます。特に、取組の評価の上から二つ目ですが、障がい者の理解の促進事業、多分、障がい者差別に対する啓発のことだと思います。これについて、その進展はうかがえないと書かれています。この部分についてコメントをいただけませんか。</p>
堀川委員	<p>私も身体障がい者ですからそういう気持ちが強いのですが、やるべきことをやっているよという感じだけでも、それが本当にどれだけ生かされているかなど、フィードバックといいますか、そういうものに対する施策とか行動が足りないんじゃないかなど、障がい者というのは難しくって、素直によかったと喜んでくれる人はいいいのですが、そうでない人もたくさんいます。やっていることが効果があるのか、喜ばれているのかを絶えず把握する努力をする、そのようなことに目を向けた行動が必要かということです。</p>
岡本会長	<p>青木委員がおっしゃるように、非常に厳しいご意見ですが、大体、堀川委員の持論がそこにあるわけです。それに対して何かあればどうぞ。</p>
青木委員	<p>お話を聞いた上ですが、今後の取組についての提言で、障がい者の人権施策としての方向性がはっきりしないと、これも大変厳しく書かれています。ここについて、ご意見を申し上げるなら、障がいをお持ちの方とそうでない者が共に生きる社会を作っていくためには、乗り越えなければいけない部分があるのだろう。それは何かと言うと、我々、人権教育にかかわる者から言うと、残念ながら自分とは違うよという、ここから子どもたちはスタートするわけです。自分と違う、そのどこが悪いのということからスタートしていかないことには、障がい者差別というか内なる差別というものを乗り越えることができないのではないかと、我々、ずっと感じておるわけです。そのあたりを障がい者と共に生きるというものの考え方、人権意識と言いますか、もう少し強調していったほうがいいのではないかと感じます。</p>
岡本会長	<p>高鶴委員、どうぞ。</p>
高鶴委員	<p>障がい者の問題というのは、まずは、障がい者の自立支援協議会というのがあります。そこでいろんな話をしながら、部会をつくるということになっていたのですが、部会ではなかなか機能しにくくて、ワーキンググループでそれぞれの支援事業所とか障がい者団体とかが入って、いろんな分野で協議を進めています。障がい者の差別解消法といわれる、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律というのが出来まして、本来は、それに対する協議会を別に設けるということになっているのですが、まだ周知も完全に出来ていない中で、構想から、労働から全ての人を集めて会をつくるということについて、市の予算もないという話で、とりあえず自立支援協議会の部会は設置されてはおりますが、出来れば私は研修会を実施したかったのですが、まだ研修会をやるところまでは行っていませんし、私に部会長をと言われたのですが、私は障がい者団体の代表ですので、その場で意見も言いたいです。部会長が出来上がるまでは、部会長をさせていただきましても、きちんと準備の段階までで、きちんとした人を付けてほしいというお話でしたが、この4月に、そのまま私が横滑りという形になりましたので、それは違うだろうと、すぐに誰か違う人をというのは難しいので、一応、部会長をお預かりしていますけれども、まだまだ正式には動いていませんし、合理的配慮とはどういうものか、この法律の中では、障がい者の側が求めないと出</p>

	<p>てこないというんです。</p> <p>でも、それってどうなんでしょうねと思って、ユニバーサルデザインの観点から言えば、障がいのあるなしにかかわらず、困っている人に対して手を差し伸べる社会をつくっていくことのほうが大事だと思っています。こんな差別を受けたから、あんな差別を受けたからという情報の収集だけに終わらせたくないんです。こんなところでこんないい対応をしていただいた。この対応が市内の全部の共通の対応になってほしいという部会にしていきたい。本当にきちんと事象が積み上げられたら自立支援協議会から別の協議会できちんと動いてほしいという願いを持っています。現段階で、ここで評価されることはないです。虐待防止のセンターもつくられましたけれども、あのセンターの中では、こんな虐待をしていた、こういう解決をしたという公表するシステムではありません。市から県に上げられて、それが虐待かどうかを判定され、何カ所でどういう虐待があったかという報告だけがされますので、本当に悲惨な目に遭っている人が市内にいるということがどこでも把握できない。あの事業所がとも公表できないというシステムですので、なかなかここでカウントされてくるというのは難しいのではないかと思います。これが目に見える評価で表れてこないのが、こういう結果になっているのかなと思いました。</p> <p>また、第三者委員会として虐待のところの事業所にも立ち入りをさせていただいたりしていますけれども、それは口外するものではありませんので、この場では差し控えたいと思います。</p>
岡本会長	<p>それぞれ非常に貴重なご意見をいただきました。堀川委員には言われることを短縮して書いていただいているので、おそらく皆さんの発言の意図するところは、捉えていただいていると思います。</p> <p>たとえば、青木委員に言っていただきましたが、今後の取組について、これだけは入れておいてほしいというものはございますか。</p>
青木委員	<p>「障がい者が健常者と共に社会を」と書いていただいています。現実問題として、私どもが障がいをお持ちの保護者の方々から相談を受ける場合があります。学校にいるうちはいいんです。成人したときに地域社会の中での人と人とのつながり方が段々薄れていってしまう。場合によっては、小さいときには、非常に共感してくれた人も段々遠ざかっていく。それだけではなくして、周りの中には冷たい目を感じる場合もある。そういうようなあたりについて、共に生きるという視点でもう少し施策を考えることは出来ないのかと、私自身もわからないのですが、そういった方向性のようなものを大事にしていかなければならないと思います。</p>
岡本会長	<p>いただいた意見ですが、貴重なご意見ですけれども、うまく記載できるかどうかわかりませんが、ご意見として頂戴しておくことといたします。</p>
堀川委員	<p>すみません。一言だけ。私も友人にダウン症の子どもがいて、幼い時は学校があるからいいけれども、成人して、30歳を越えて居場所がない。その子が小さなことでも出来る場、そこに行ってお菓子を食べてお茶を飲む場があると人間として生きていけるんですね。その人たちが世の中にいて、その人たちと話をするのも私たちの社会の一つだという認識ですね。例えば、スポーツでも、シティマラソンだけでなく、もっとどこか行く所があって、自分が何か出来る場を増やすと。そういう人たちが住んでいるのが実際の社会なんだという認識を持って、そういう意味で、方向性を考えていかなければならないと。私自身正当な考えを持っていませんが、そこに目を向けて考えていくことが人権だと思います。</p>

岡本会長	上嶋委員、どうぞ。
上嶋委員	この中に団体の補助事業という記述がありますが、団体の目的には、その団体の啓発事業と社会向けの発信する啓発といった目的を持っていますが、その中で、団体そのものが広告塔のような役割も評価として、運営することの評価に入れていただくといいのではないかと思います。また、活動そのものを事業として効果があるのかないのかという部分と両方を持ち合わせていると思います。記述に異論はありませんが、そういう見方もしていただきたいと思います。
岡本会長	堀川委員、どうぞ。
堀川委員	今の話で、私も事実そう思っています。ただ、こここのところは津市の施策に対する評価でありますから、津市の行う事業としては、こういう事業になります。障がい者団体の活動の評価ではないものですから、その点をご理解ください。
岡本会長	金子委員どうぞ。
金子委員	<p>子どもの人権の話が出ましたけれども、子どもが保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校と大きくなっていくわけですが、当事者である子どもの人権は守られていますが、障がいを持っている保護者の方、入学式や懇談会などいろいろな行事があるわけですが、その時に、いろいろなところで手話通訳や要約筆記を行う人がいますが、それを学校に依頼して、学校が入学するときに説明があって、そういう人を派遣しますという形で進んでいけるといいと思っています。</p> <p>今は、当事者が障がい福祉課のほうに依頼をしないと情報が得られないようになっていますが、合理的配慮が出来て、障害者差別解消法が出来てから企業は努力義務になっていきますけれども、行政に関しては法的義務になっていると思っています。予算的な問題もあるとは思いますが、障がいのある方の社会参加だけでなく、子どもが入園などしたら当然親として参加するわけですので、障がいのある方も健常者と一緒に参加が出来る機会を設けられるよう少し提言のほうにいられていただければと思います。</p>
岡本会長	それぞれに貴重なご意見をいただいておりますので、このあと整理をさせていただきますことにいたします。
高鶴委員	最近、障がい者と健常者という言い方はあまりいたしません。このまとめのところに「能力に応じて健常者と共に」と書かれていますが、そうではなく、「地域の一員として共に」という言葉に置き換えていただきたいと思います。
岡本会長	<p>それもご意見としていただいて整理をさせていただきます。</p> <p>貴重なご意見をいただきましたので、事務局もしっかり整理をしておいてください。</p> <p>障がい者の人権、評価ランクはCでございますが、ご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がないものとして、ご意見と御指摘をいただいた部分はこの中に入っているのですが、確認して整理をいたします。</p>
岡本会長	<p>次に、高齢者の人権に入りたいと思います。15ページをご覧ください。</p> <p>評価ランクはCとなっています。担当いただいたのは、川井委員と川口委員です。事務局、朗読をお願いします。</p>

事務局	<p>高齢者の人権。評価ランクC。</p> <p>取組の評価。介護保険サービス基盤事業。法改正に伴い、地域密着型サービスにより事業内容の増加が予想されることを考慮して、事業所の整備、指導監督等について配慮されていることについて評価したい。今後とも安心して利用できるサービス事業所の確保に努められたい。介護保険事業。保険料の改正に伴い、基準額が上昇したものの、低所得者に対する軽減や特別徴収対象者についても年金天引きなど納付しやすい整備を行った。また、徴収事務、介護認定事務、給付事務等についても滞納整理や適正な認定事務を図るなど効果的な事務の実施をしたことについて評価したい。地域支援事業。介護予防教室は、チラシ等の配布による効果もあって、参加者が増加したこと、また、専門職の派遣により介護教室が身近なものになったことについて評価したい。しかし、参加者の年齢・体力の差異等で運営に支障が生じ、すべて参加希望者が参加できない状況にあることから、この対策について考慮してほしい。地域包括支援センターは、各々の担当地域の見直しや市役所内にあるセンターを各地センターの基幹型とするなど、より効果的な組織の改善を図った点について、評価する。引き続き身近な地域での相談・支援等に努められたい。シルバー人材センターの運営。働く意欲のある高齢者の豊富な経験・知識・技能を活かし、社会奉仕に貢献する基盤となる事業であることから、今後も会員の獲得と地域のニーズに応じた事業の継続を望む。配食サービス事業。本事業は、配食サービスのみに終えることなく、合わせて安否確認を兼ねた事業であることを評価したい。引き続き事業の継続を望む。なお、事業所の確保については、早急に問題の確保に努められたい。緊急通報装置事業。独り暮らしの高齢者のみならず、遠方で暮らす家族にとっても安否確認について有効な手段であることから、引き続き事業を継続されたい。各種予防事業（転倒防止、インフルエンザ接種、健康診査、健康講座、健康相談等）。高齢者自らが、地域でのつながりを持ちながら、自らの健康づくりや管理をできる事業であることから、引き続き継続を望む。</p> <p>まとめ。ほとんどの事業について、事業ごとの課題や問題点を捉え、改善すべき点や年度内に残された施策について検討されており、新年度にその効果を期待する。なお、介護保険法の改正に伴い、一時足踏みする事業がみられることから、早急に対応できる体制を進めてほしい。</p> <p>今後の取組についての提言。高齢者は、最後まで自分らしく生きるためには、自らが決断を下すことができる社会の実現を望んでいる。即ち、高齢者の意思決定が尊重される社会の実現が理想である。たとえ、それが理想であり実現不可能な甘えであっても、これ自体が高齢者の人権である。行政としては、こうした高齢者の夢を一つでも多く叶えるよう施策の実現に最大の知恵と努力を期待する。</p>
岡本会長	川口委員、何か加えていただくことがありましたらどうぞ。
川口委員	<p>高齢者の人権につきましては、川井委員とともに評価させていただきました。</p> <p>これを進める中で思ったのですが、ユニバーサルデザインのまちづくりも障がい者の人権も高齢者の人権も、結局、障がい者、高齢者、それに関わる人の問題であるという意識では決して解決できないということです。みんなが自分の問題と捉えて、特に、高齢者の人権というのは、みんな年をとるわけです。結局自分の問題なんです。そう考える川井委員が書かれた文章はよくできていると思います。</p>
岡本会長	何かご意見等ございましたらどうぞ。

堀川委員	<p>まとめの中の2行目、「新年度にその効果を」とありますが、その結果ではないかと思います。</p>
岡本会長	<p>担当と確認して訂正すべきであれば訂正させていただきます。  高年齢者の人権、評価ランクはCとしていただいておりますが、ご異議はございませんか。  それでは、評価ランクはCといたします。  続きまして、外国人の人権でございます。これは16ページでございます。  これは、谷口委員と韓委員が担当になります。これについては、韓委員はこだわっていただいていたし、子どもの人権とともに重要視していただいております。事務局、朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>外国人の人権。評価ランクC。  取組の評価。ごみ収集日程表作成事業。外国人の住みよいまちづくりの一環として、5か国語によるごみ収集日程表を配布しているが、平成28年4月のごみの分別方法や収集体制の一部変更に伴い、今後さらなるトラブルも予想されることから、要請のあるなしにかかわらず、通訳付きなど工夫を凝らした「ごみダイエット塾」を積極的に開催してほしい。ALT活用事業。ALTの活用は、小中学校での単なる英語活動・英語教育だけではなく、外国人とのふれあい、国際理解教育の推進に大いに寄与できると考える。効果的な活用方法を期待する。学校へ行こう！in津市。就学ガイダンスは、不就学を未然に防止するため、市の行政各課のほか多文化共生に関する市民活動団体や三重大学等の参画を得て、現在、不就学で放置されている子どもがいないことは一定の評価はできるが、市内在住外国人の多国籍化が進む中で、パンフレットの多言語化や「出前ガイダンス」等開催の形態について検討されたい。日本語教室。「きずな教室」を母体にしながらか、「移動きずな教室」を開設し、津市内のどこの学校に在籍していても、初期日本語教室を受けられる体制ができたことは、評価できる。今後は、日本語指導ボランティアの人材確保、養成など支援体制を整えられるよう期待する。防災意識の啓発。新たに指定した津波避難ビル等へのピクトグラム（図記号）の表示シールの設置と合わせて、既存の指定避難所等も早期の修正を望む。  まとめ。平成27年度における外国人の人権に対する各取組は、言語に対する取組、国際交流事業、最低限の生活に必要な広報に集約されているように思われる。これらの事業は継続事業が多く、事務事業実施後のケアが万全であれば、人権施策というよりも外国人に対する当然の施策としての色合いが強くなっている。それでも、多文化共生事業、国際交流事業、ALTの活用、日本語教室の開催などは一定の前進がみられると感じた。  今後の取組についての提言。2016年6月に、ヘイトスピーチ解消法が施行されたことは、外国人を問わず、さまざまな人権問題の根本的な解決に向けての大きな前進である。人権問題とは、あらゆる人がその地域に、幸福に、安全に安心して住んでいける。そのようなまちづくりをしてこそ、津市に住んで良かったと言える人権を尊重した都市となるのではないかと。今後は、現業を改めて再確認し、今一度人権の視点に立った外国人施策を吟味し、「外国人」に対する人権問題に取り組まれるよう提言する。</p>
岡本会長	<p>それでは、ご質問、ご意見等がございましたらご発言ください。  谷口委員、補足するコメントがあればどうぞ。</p>
谷口委員	<p>韓委員がヘイトスピーチ解消法については、非常に気にかけていらっしゃる様子を見て、評価検討委員会の前にこの法が施行されたということで、大変喜んでいら</p>



	<p>っしかったです。内容については、しっかりまとめていただいておりますので、これをお願いします。</p>
岡本会長	<p>青木委員どうぞ。</p>
青木委員	<p>ヘイトスピーチの解消に向けて、以前、韓さんと市議会のほうへ請願を出させていただいて、圧倒的多数で市議会で採択されました。そのことを思い出しますが、その時に韓さんと議論する中で、多文化共生に関わるいろんな事業が次第に進んでいることは非常に嬉しいことだと。しかし、根っこの部分で、我々自身お互いに、予断と偏見といったものがある。その上に立って、人として尊敬し合えるような関係を作っていきたいとよく言われていました。正にそのことが、啓発の基本的な考え方だと思います。そのことを大事にしていくことが外国人の人権を守っていく上で大事なことだと思いました。</p>
岡本会長	<p>韓さんと一緒に請願をしておられて、その思いを述べていただきました。 外国人の人権についても、いろいろと議論をしていただく必要があると思いますが、これは言っておきたいということがあればどうぞ。 もしなければ、外国人の人権、評価ランクはCとしていただきましたが、ご異議ございませんか。 それでは、外国人の人権、評価ランクはCといたします。 次に、さまざまな人権課題・その他の人権ですが、私が堀川委員と担当をいたしました。まとめるのは事務局とともに行いましたので、先ほどのように進行を副会長に代わっていただくのではなしに進めていくことをお許しいただきたいと思っています。ここはいろいろなものがありまして、我々で受け入れにくいところがありますので、事務局、朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>取組の評価。喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の取組は、学校・関係機関等による啓発活動など、まずは未然防止に向けた取組が必要であり、効果的な啓発を望む。人権啓発推進事業では、さまざまな人権課題を取り上げているが、性的マイノリティー（LGBT）などの人権課題について、さらに啓発を進められたい。応急診療所管理運営事業や救急医療事業では、救急医療体制の充実を図っていることは評価したい。いずれも市民の命に関わることであり、適切な運営を望む。生活保護事業や生活困窮者自立支援事業については、生活に困窮する市民に対し、個人の尊厳を保持しつつ、それぞれに応じた必要な助言指導や保護・支援等を行っているが、市民の生存権の保障に係る問題であり、遺漏のない対応を望む。施設管理事業では、津競艇場における対岸大型映像装置及び場内映像装置を利用して、来場者に対し人権啓発を図っているが、関係機関と連携し、より一層の有効活用を図られたい。企業誘致活動では、すべての新規立地企業に対し、人権が尊重される職場環境の確保に努めるよう求めているが、今後も定期的に面談等を実施し、その確保に努めていただきたい。勤労者福祉センター管理運営事業では、勤労者の福祉の増進と勤労意欲の高揚が図れるよう利用者のニーズに合った講座開催などを望む。労働者対策事業では、三重中勢勤労者サービスセンターの福利厚生事業や融資制度等のPRを図り、利用促進に努められたい。災害救助関係事業では、自然災害や火災による被災者に災害見舞金、弔慰金等の支給や日赤と連携した災害救援物資の支給を行っているが、大規模災害時にも適切に対応できるよう対策を進めていただきたい。 今後の取組についての提言。近年、多様な性のあり方、いわゆる性的マイノリティー（LGBT）の問題については、メディアでも取り上げられ、その認識は広まってきてはいるものの、まだまだ、その多様性が認められる社会とは言い難い。</p>

	<p>さらなる人権啓発を図っていただきたい。また、さまざまな人権課題・その他人権について、何が問題となっており、どのような対策が求められているかなど、常日頃から問題意識を持って、効果的な施策を実施していただきたい。以上です。</p>
岡本会長	<p>いろいろの事業が入っております、なかなか難しいところですが、ご意見等がございましたらどうぞ。</p>
岡本会長	<p>堀川委員、どうぞ。</p>
堀川委員	<p>私、昨年11月末で民生委員の任期が終わりましたが、その活動の中で感じましたのは、実は逆の人権の問題があります。例えば、市のごみにきちんと出さない、町内の自治会に入らない、訪問をしても断ってくる、その割には車は勝手な所に停めるとか、我々の社会の中で一緒に生きようとしらない人が結構いるんですね。難しい。把握が出来ない。その人の人権もあるかもしれないけれど、逆に社会の中で生きるためには、もっと違った、たまたまさまざまな人権ということもありますので、今後は、そのようなこともどう考えていくかという時代が来るかもしれないと思います。</p>
岡本会長	<p>ごみの問題など今後どうなっていくかというのは市のほうで行政として考えていただく必要があると思います。逆の人権とおっしゃいましたが、なかなか難しい問題があります。</p> <p>この中で、何かご質問等はございますか。</p> <p>私が引っかけかかっていたのは、競艇場に大型の映像装置があります。そこで、関係機関と連携して、拉致の問題の映像を映している。その皆さんに知らせることは重要なことですが、場所を替え行うことはいいことだと思います。「連携し」と書いていただいておりますが、難しいことだと思います。</p>
佐藤委員	<p>それに関しましては、競艇場で警察からの依頼の拉致の映像を流すということで、毎年同じです。ここにある「関係機関と連携し」を「その他の関係機関とも連携し」ということで、ほかの人権啓発の映像も流していただけるような評価提言にさせていただけたらと思います。</p>
岡本会長	<p>ほかございませんか。</p> <p>その部分については、事務局で修正をお願いしたいと思います。さまざまな人権課題・その他の人権、評価ランクはCですが、ご異議はございませんか。</p> <p>それでは、評価ランクはCといたします。</p> <p>最初に事務局から説明がありましたが、「総合的な評価・提言」が、3ページから5ページにあります。これについては、事務局でまとめていただきましたが、ご意見等がございましたらどうぞ。</p> <p>これは、それぞれの施策のまとめの部分を抜粋してありますので、これまでお認めいただいていたものだと思います。ご意見をいただいたところで、修正しなければいけない部分があるかと思っておりますので、その部分は後ほど整理させていただきます。</p> <p>3ページをご覧くださいと、「総合的な評価・提言」に施策の進展度がありますが、平成27年度はC、ある程度進んだとしておりますので、お認めいただけますか。施策の中でBという評価がありましたが、一つだけでしたので、総合評価としてCと評価させていただきます。</p>
岡本会長	<p>熱心な審議をいただきましてありがとうございます。</p>

岡本会長	<p>以上で進捗状況の評価を終了いたします。</p> <p>いろいろとご意見をいただきましたが、訂正すべきところがあれば、担当者と発言者と事務局、そして私と副会長にとりまとめをお任せいただきたいと思います。いがかでしょうか。出来るだけ発言者の意向を取り入れるように進めてまいります。</p> <p>それでは、そのように進めさせていただきます。</p> <p>長時間にわたり、休憩もなく進めさせていただきましたが、ご協力ありがとうございました。</p> <p>今後も、この問題については、このようなまとまったものでなくても行政に対してご意見をいただけると有り難いのだろうと私は思っております。それでは、事務局へ進行をお返しします。</p>
事務局	<p>岡本会長、議事進行どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日、評価していただきました内容につきましては、正副会長と人権課で整理いたしましたのち、皆様に送付させていただき、完成版につきましては、後日、ホームページに掲載させていただきます。</p> <p>最後に人権課長が、本日のお礼を申し上げます。</p>
人権課長	<p>委員の皆様、長時間、ご審議いただきまして、どうもありがとうございました。</p> <p>第1回の本審議会が、平成18年12月14日に開催されてから、10年が経過しようとしています。今後も委員の皆様からご意見やご提言をいただきながら施策を進め、一人一人の個性を認め合い、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりを行ってまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>